

## 別紙2（第6条関係）

### 入札説明書

大石田中学校特別教室空調設備整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1 入札参加資格

- （1）「大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱（昭和58年要綱第1号）に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請書の提出期限の日）から入札執行日までの期間において、指名停止措置を受けていないことをいう。
- （2）公告で指定された期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

#### 2 入札手続き等

- （1）申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （2）提出された申請書及び資料は無断で使用しない。
- （3）申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- （4）提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- （5）入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求められることがある。

#### 3 施工実績

- （1）過去2年の間に、国（独立行政法人、国立大学法人、事業を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）と同等の種類及び規模を受注した実績がある場合には、記載した工事に係る工事实績証明書又は証明できるもの（契約書の写し及び工事概要のわかる仕様書等の写し等）を提出すること。但し、大石田町が発注した工事は、契約書の写し等を省略することができる。
- （2）同等の実績とは、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の種類一から十二に該当する延べ床面積500㎡程度の管工事（改修を含む。）とする。

#### 4 配置予定技術者

- （1）配置予定技術者で「2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること」とは、管工事一式に関し、2級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
- （2）配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。この工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- （3）配置予定の技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- （4）同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。

- (5) 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名は、現場代理人もしくは主任技術者又は監理技術者の職名を記載すること。

## 5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年4月16日（木）までに通知する。

## 6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の詳細説明を求められることができる。
- ① 提出期限 令和8年4月20日（月）午後4時まで
  - ② 提出場所 大石田町役場内 大石田町教育委員会  
教育文化課学校教育グループ 電話番号 0237-35-2111
  - ③ 提出方法書面の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 説明要求があった場合には、令和8年4月22日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 7 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧等については、次により実施する。

### (1) 設計図書一覧

- ① 設計内訳書（金抜）
- ② 特記仕様書及び図面

### (2) 実施期間等

- ① 期 間 令和8年4月6日から入札執行日の前日まで  
(大石田町の休日定める条例（平成元年条例第17号）に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。)
- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。)
- ③ 受付場所 大石田町役場内 大石田町教育委員会  
教育文化課学校教育グループ 電話番号 0237-35-2111  
Mail: [kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp](mailto:kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp)

### (3) 実施方法等

閲 覧 町公式ホームページに掲載する。

## 8 設計図書等に対する質問

- (1) 入札参加者は、設計図書及び入札説明書に対する質問があるときは、次により質問書を提出することができる。
- ① 期 間 令和8年4月7日（火）から令和8年4月16日（木）正午まで
  - ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。)
  - ③ 提出先 7（2）③に記載の場所（[kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp](mailto:kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp)）
  - ④ 方 法 所定の様式により、持参又は電子メールにて提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、入札参加者に通知するとともに、次により閲覧する。

- ① 期 間 令和8年4月20日（月）から令和8年4月22日（水）まで  
（町の休日を除く。）
- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 場 所 7（2）③に記載の場所

## 9 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難と認められるときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札の執行が困難と認められるときその他のやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

## 10 入札及び開札

- (1) 入札参加申込み及び入札参加資格確認の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（入札参加書）が1者以上あるときは入札を実施する。
- (2) 入札は、入札書を持参することにより行うものとする。
- (3) 入札に当たっては、入札参加資格を有することが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札は3回とする。
- (5) 入札に際し、1回目の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は返却しない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ~~(7) 入札書記載金額が最低制限価格の設定金額未満の場合は失格とする。~~
- (8) 入札参加者は、入札時に誓約書（別紙様式）を提出すること。
- (9) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させる時は、その委任状を持参させなければならない。
- (10) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (11) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (13) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (14) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていたときは落札決定を取り消す。
  - ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札
  - ② 申請書に虚偽の記載をした者の入札
  - ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ④ 記名押印をしていない入札

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 積算内訳書の提出のない入札
- ⑩ 提出された積算内訳書の記載内容等を確認した結果、適正に積算が行われていないことが明らかになったときにおけるその者のした入札
- ⑪ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

## 11 落札者の決定方法

- (1) 最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。
- (3) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない大石田町職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 12 その他

- (1) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内訳書の提出がない場合においては、大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札に当たっては、入札公告、入札説明書（本書）、設計図書の記載内容を了承し、大石田町建設工事契約約款及び大石田町財務規則等関係法令を遵守するものとする。

## 13 提出書類

- (1) 大石田町建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱（令和3年要綱第27号）第7条第1項に定める書類
- (2) 雇用関係を証明する書類（保険証等の写しなど）